

福智町医療的ケア児日常生活支援事業

➤ 内容

在宅の医療的ケア児の看護等を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションを利用する家族に対して、その費用を助成します。

➤ 対象者

- ① 福智町内に居住し、住所を有すること。
- ② 18歳以下（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること）
- ③ 在宅で家族等の介護を受けて生活していること。
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

➤ 助成対象となる訪問看護内容

訪問看護ステーションの看護師等が医療的ケア児に行う在宅での看護等（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）

➤ 利用可能時間

一年度当たり、48時間を上限とします。

➤ 利用負担額

- ① 本事業に係る費用は福智町から訪問看護ステーションに支給します。（1時間あたり、7,500円）
- ② 助成対象訪問看護以外に係る費用については、利用者の自己負担となります。

➤ 利用までの流れ

- ① 訪問看護ステーションを経由して、必要書類を福智町に提出
- ② 福智町が事業の利用可否を決定後、訪問看護ステーションを経由して、利用決定（却下）通知書を交付
※利用の決定後、利用者と事業の実施に関する契約を利用開始前に締結して下さい。

